

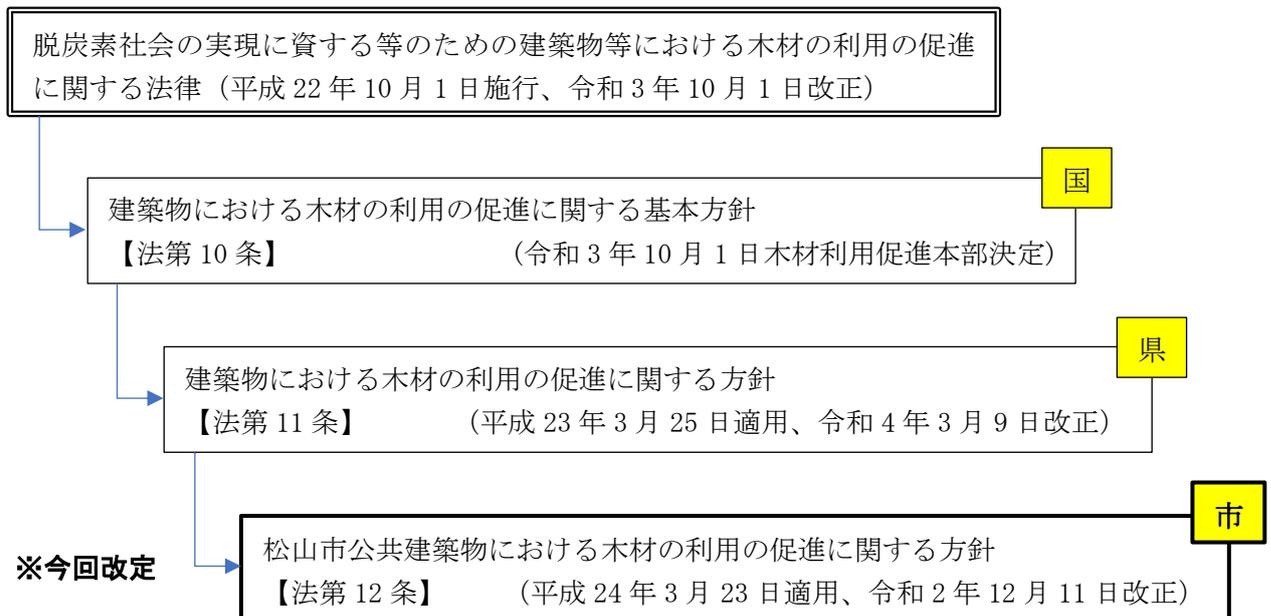
松山市建築物への木材利用の促進に関する方針への変更について

1 市方針の変更について

令和3年10月1日に、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（改正前：公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）が施行されたことに伴い、国が基本方針を策定し、愛媛県が現行の方針を令和4年3月9日に変更したことを踏まえ、本市でも建築物への木材利用を促進するため、現行方針「松山市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を変更する。

2 方針の位置付けについて

「松山市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「市方針」という。）は、平成22年に国が「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「国基本方針」という。）を策定したことを受け、愛媛県が策定した「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」（以下「県方針」という。）に即して、公共建築物を対象にした木材利用の促進に関する方針として策定したものの。



3 市方針の変更の概要について

市方針は、国基本方針及び県方針に即して定めることから、これらの方針の見直し内容をベースに市方針を変更します。主な変更点は以下のとおりです。

- ① 題名を「建築物への木材利用の促進に関する方針」に変更
- ② 建築物への木材利用の促進の基本的方向に、市に加えて事業者、市民による取組を追加
- ③ 建築物木材利用促進協定制度についての項目を追加